調停人の忌避に関する規則

第 1 条（趣旨）

この規則は、特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下、「調停規則」という。）第 16 条の 2 に定める調停人の忌避に関して必要な事項を定める。

第 2 条（忌避委員会の設置）

調停規則第 16 条の 2 第 2 項により、当事者の一方による調停人忌避の申立てがあった場合には、代表理事（機構長）は、忌避委員会を設置する。

第 3 条（忌避委員会委員の選任）

代表理事（機構長）は、忌避委員会の委員として、仲裁人候補者リスト掲載の仲裁人候補者であって、調停人候補者リストに掲載されていない者から２名、機構の監事のうち１名、以上３名を指名する。

第 4 条（忌避委員会の任務）

1 忌避委員会は、当事者及び問題となっている調停人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。これは、任意性が確保できる方法によらなければならない。
2 忌避委員会は、前項に定める意見聴取に基づき、民事訴訟法第 24 条に定める基準に照らして、忌避を可とするか否かを決定する。意見が分かれる場合には多数決による。
3 代表理事（機構長）は、当事者及び問題となっている調停人に対して、前項の結果を機構の決定として書面により通知する。

第 5 条（忌避委員会の任務の終了と報酬）

1 忌避委員会は、前条第 2 項の決定をもって任務を終了し、解散する。
2 忌避委員会の委員には、スポーツ仲裁人報償金規程に基づく仲裁人報償金と同額の謝金を支払う。

附則

この規則は、2007 年 3 月 30 日から施行する。

附則 2

この規則は、2009 年 4 月 1 日に遡って施行する。